

## 生活クラブ発の、多様な千葉の取り組み

池田徹さん（社会福祉法人生活クラブ特別常任顧問）

聞き手：田中一弘（陣地戦研究会）

### 1. ワーカーズによる委託事業への疑問

>直営の事業として助け合い事業を始められていますけれども、なぜ東京や神奈川とは違って直営にしたのか、その理由をお聞かせください。

池田：いくつかあるのですが、一つは、助け合い事業を始めるに際して、食の不安と老いの不安に応える生協を目指すというふうに今後の生活クラブのあり方を位置づけました。それは今後の少子高齢社会においてはこの助け合いイコール介護福祉の事業が、生協の基幹事業の一つになるというふうに考えていたわけで、そのためには生協本体の理事会なり、専務を筆頭とする職員集団がこの事業に責任を持つということが必要だというふうに考えたことが一つです。

もう一つは東京や神奈川が進めていた生協業務のワーカーズ化に関して、いわゆる業務委託によるワーカーズ事業ということには若干疑問もありました。ですからワーカーズによる事業を選ばなかったということです。

>ワーカーズに対する委託事業に疑問を持った点に関して、もう少しお聞かせください。それはワーカーズ・コレクティブ自体が生協に依存するような体制になるからということでしょうか。

池田：ワーカーズと生協の関係を対等の関係としてやっていくのだったということが言われていたわけですが、業務委託を受けたワーカーズの多くは、生活クラブの業務以外の業務をほとんどやっていないわけで、いわば理事会と労働組合との関係に近くて、対等の関係ではないと思っていました。

ワーカーズ独自の事業を進めていくことに関して、私は全く異存がないし積極的に進めていきかけたのですが、業務委託に関しては今もやっぱり理論的に説明できないというか、疑問が残っています。千葉もデポ業務を委託すると言っていたわけですが、ある意味非常に中途半端で、業務委託に徹底し切れていません。現在例えば配送の業務を一部業者にまた移管するようなこともあるわけで、なかなかワーカーズによる業務が進展しない面も現在起きてきています。

やはりワーカーズはもう少し独自路線を進めるべきだし、例えば配送ワーカーズをやるのなら、生協以外の業務もやっていくというような形での業務の多角化を進めていくことが、独立性を保つためには必要だろうとは考えていますが、なかなかそんなふうにはなっていないのじゃないかなと思います。

### 2. 「風の村」設立の経緯

>よく分かりました。ワーカーズの理念を貫くためには、独自経営みたいなことが必要だったことですね。

2番目の質問です。高齢者福祉施設「風の村」設立の経緯についてお聞かせください。特に個室ユニット型特養老人ホーム建設をめざし実現した経緯についてお聞かせください。

それと先ほどの質問ともちょっと関わるのかもしれませんが、「風の村憲章」は横田克己さんが提唱していた参加型福祉と同じような考え方だといってよろしいでしょうか？

池田：高齢者施設「風の村」建設に向けた事業を始めたこと自体は、実は極めて偶然というところもありました。

「風の村」は、元々は1980何年かに作った研修保養施設で、それは今の特養のすぐそばにあります。その研修保養施設「風の村」の土地を提供してくれたのが、生活クラブの牛乳生産者の方ですが牛乳の生産を縮小して、牧草地が空いていたのです。その牛乳生産者の方といろいろ話をする中で、その牧草地を我々の高齢者施設の用地として譲ってくれませんかという話をし、いいよということになって、それが始まりです。多分その話がなければ、特養を作るって話は実現していたとしてもずいぶん先になったと思います。1995年時点で組合員がメンバーになる建設準備会ができたのは、土地の提供があったからだというふうに言っていると思います。

その準備会ができた当初から、個室化ということは方針化されていました。みんなとの議論の中で作るなら個室がいいと考えていました。そこで我々はどこかに個室の特養はないか、探しました。それが富山県の宇奈月町というところに「おらはうす宇奈月」という特養が日本財団の全面的な資金提供によってできていたのですけれども、そこに見学に行きまして、非常に感銘を受けました。その見学の際にここを設計した人を教えてくださいということで、教えていただいたのは外山義さんという方で、当時は厚生省の医療・病院管理研究所の研究者でした。彼を訪ねて我々の建設準備会のアドバイザーになってほしいとお願いしました。まずそこから始まるのです。

「おらはうす宇奈月」は、全室個室の特養ではあったのですが、後にユニット型と言われるものではなかったです。外山義さんが我々のアドバイザーになっていただいたのが1997年ぐらいだったと思いますが、その頃からユニットケアということが、外山さんとは別の人から提唱されるようになっていて、個室化ということと、ユニットケアが合体して、個室ユニット型がいわば最先端の考え方として理論化されました。

外山さんは秋田県の鷹巣町で老健に関して個室ユニット型に近い—そのときはクラスター型というふうに外山さんは呼んでいましたが—老健は作ったのですが、特養で個室ユニット型っていうものを実現していくっていう点でいうと、この「風の村」が初めてでした。ですから彼が設計監修してくれたということと、我々の個室化ということ、それからユニットケアを提唱したのは、当時福島県にいた武田和典さんという方ですが、その二つの事業が合体した個室ユニット型の特養が全国で初めてできたということです。

ですからやはり外山さんとの出会いが本当に個室ユニット型の特養作りに繋がったというふうに言っていると思います。

>池田さんが書かれたものを何本か読ませていただきましたが、やはり自分たちが住みたいような老人ホームをつくるという思いがあったということですね。

池田：もう最初から自分自身が住みたい施設をつくるということはキャッチフレーズにしていました。

>ということはやはり当時の老人ホームはかなりひどい実態が一部ではあったってということですね。

池田：はい、それはひどかったと思います。千葉市内の普通の特養も見学しましたが、本当にひどい状態でした。

>基本的な質問で申し訳ないのですが、ユニット型というのは具体的に言うとうどん施設形態でしょうか。

池田：グループホームが寄り集まった特養と考えたらいいと思います。大体 10 人程度が一つの生活単位つまりそれぞれの個室がある棟ユニットの中心にリビングルームがあって、普通の食事や生活はその 10 人単位で行うというのがユニット型ということですね。

>結局個室だけだったらこもりがちになるところを、中心のところみんなで共同で食事したりするということで、繋がりをつくり出す発想ですね。

池田：それと個室ユニット型が外山さんによって理論化されたときに、彼は特養の四つのゾーンングっていうことを提唱しました。一つは個室としてのプライベートゾーン、それから 10 人で生活するリビングルームをセミ・プライベートゾーン、それからユニットを離れてしかし入居者だけが入れるちょっとした場所をセミパブリックゾーンっていうふうと呼んで、そして地域の人やいろんな人が自由に集える場所っていうのをパブリックゾーン、このプライベートゾーンからパブリックゾーンまでの四つのゾーンを作るということが、個室ユニットケアの基本だということで、厚労省も新型特養を 2002 年に制度化したのですが、その際の四つのゾーンングということは、はっきり打ち出していますね。

>「風の村」が先駆的な形態だったことがよくわかりました。

横田さんが提唱している参加型福祉と池田さんたちの風の村の理念とは、ちょっと違うような気がするのですが、どうでしょうか？

池田：なんていうか、参加型福祉という言葉が僕はあまり好きじゃなかったのです。なんというか福祉はどうあるべきかという議論を進めていけば、それがいわゆる参加型になっていくべきものだというふうには考えているので、それを参加型福祉と非参加型福祉に分けて我々は参加型福祉にしていくのだという理論展開が、私自身は何かあまりピンとこなくてその言葉を使ってきませんでしたね。

やっていることの内容としてはそんなに変わらないと思いますよ。

### 3. 介護保険事業

>3 番目の質問です。2000 年に介護保険制度が開始されますが、助け合い活動は介護保険制度へどの程度参入したのでしょうか。参入した事業所について、その理由をお聞かせください。

池田：1994 年にたすけあいネットワーク事業を始めて、その時点で千葉県の中には助け合いワーカーズが 10 団体ありました。我々はまずその 10 団体に、今後生活クラブの非常勤職員としてたすけあいネットワーク事業に参入してくれないかというふうに呼びかけをしました。それに 10 団体のうち 5 団体が応えて、ワーカーズを解散して、生活クラブのケアグループのメンバーになりました。その 5 団体を基本として、ケアグループを拡大するという形でたすけあいネットワーク事業を拡大していきました。そして、2000 年の介護保険制度が始まる直前では 22 のケアグループができていました。確か、1 団体が介護保険事業に参入するということを嫌だと言ってもう一度ワーカーズに戻ったと思います。残りの 21 団体はそのまま生活クラブの職員として介護保険事業に参入するという決断をしてくれたというふうに記憶しています。

もちろん最初のたすけあいネットワーク事業というのは、もうあらゆるケアニーズに応えるってことが基本でしたから、奥さんが入院したからその残りの家族の食事ケアに入るとか、犬の散歩をやるとか、いろいろなケアニーズに応える事業をやっていましたが、97 年に介護保険法が成立して、その時点から基本的に介護保険事業に参入することを前提に極力高齢者介護にシフトしてい

こうということになりました。

ですから、事業管理の中では高齢者のケアが何%みたいな管理もして、それを高めていくということをして97年ぐらいから始めていました。ですから、介護保険制度が始まる時点で、もう既にかんりの比率で高齢者の介護をやっていました。ただもちろん高齢者の介護といっても、今でいう身体介護の比率はまだまだ低くていわゆる生活援助ですね。その比率が高かったとは思いますが、しかし介護保険の対象になる事業の比率が高まっていたということがあります。最終的にそのケアグループの人たちが介護保険事業に参入するという決定をしたのは、やはり今の自分たちの利用者を継続してケアしていきたいという希望から介護保険事業に参入するという決定をしたということが一番大きな理由だったと思います。

>はい、わかりました。私は勘違いをしていたようで、たすけあいネットワークで最初から高齢者介護が中心かと思っていましたが、そうではなくていろんな事業でやっていたことですね。だからそのその後「風の村」が様々な分野に、例えば障害者支援とか保育園とかに広がっていったのですね。

池田：そういう基礎はあったということになりますね。

>介護保険制度に参入しなかった1団体は、なぜそのような決定をしたのでしょうか。

池田：いろいろなニーズ、つまり高齢者福祉以外のニーズにも応えていくってことにしていきたい、高齢者介護だけに特化するの嫌だというふうに考えたのだと思います。

>介護保険制度と事業との関係について、介護保険制度を導入当初からいろいろ問題点は言われていましたが、公的な制度への参入によって、理念の実践が影響を受けたことはあるのか、についてお聞きします。特に最近の介護保険制度改正というか改悪、介護報酬特に訪問系の介護報酬の切り下げなんかで東京のワーカーズなどは結構厳しい状況になっているようですが、「風の村」において事業的な影響はあったのかどうかということについて教えてください。

池田：介護保険制度の改定がされるたびに、基本的にはサービスの抑制が財務省を中心に目指されてきたということは間違いのないというふうに思います。でもその一方では、例えば地域包括ケアですとか地域密着のサービスの創出とか、例えば小規模多機能ですとか看護小規模多機能ですとか、そういう制度が生まれてきたという意味でいうと、在宅の生活を継続していくためのサービスというものができきた面はあると思います。

ただ、サービス量の抑制、つまりその財源の問題から何としてもサービス利用の抑制をしていくということを財務省はずっと目指してきましたし、基本的には改定の度に厚労省と財務省とは結構バチバチやりあった中での改定であったと思います。

人によっては厚労省も財務省と一蓮托生で利用者やサービス量の削減を目指してきたのだと言う人もいますが、僕はあまりそうだとは思っていません。ただ高齢者福祉がどうあるべきなのかといったときに、日本の場合財源の問題は、避けられないと思います。ヨーロッパ各国はやはり消費税の比率が非常に高いわけでそれを財源としているという面がありますし。

それに対して日本は今10%の消費税を15%、20%に上げるということはほとんど政治的に不可能な状況の中で、そうすると財務省としても何とかしないといかんと考えるのは、ある意味尤もなところもあるわけですね。制度の改悪だと主張する人たちも、財源問題をどうするのと言うと黙っちゃうと。それは私達が考えることじゃないとかそれから防衛費を削減して回せばよいじゃないかと言うわけですね。

防衛費を削減すればよいと言うけれど、防衛費を削って介護の財源にします、と言って政権取れるのかというのは、なかなか難しいところがあるわけで、一概にこれを政府の責任だというように言えない面があると思います。ただ、もっとさかのぼって言えば、1980年代あたりから今の時代をちゃんと予測していれば、その視点から財源確保をしていくこともできたと思いますが、どの政党も減税ということを叫ぶばかりで財源確保ということは一切しないできたということが今の事態を招いているというふうには思います。つまり、かなり以前の政策に大きな責任があったとも思います。そんな中で今回のこの改定に関しては、私も訪問介護の引き下げは、非常に問題だと思います。

ただですね、私も参加している「ケア社会を考える会」という、上野千鶴子さんなどが中心になっているところでは、訪問介護の引き下げは、国は経営実態調査で訪問介護の利益率が高いから下げたのだというふうに言っていることに対して、それはサービス付き高齢者住宅などの併設型が儲かっているのであって、地域に密着した特に小規模のNPOなどが頑張って地域の人たちを支えているような訪問介護はそうじゃないのだというふうな反論もしているわけですが、しかし厚労省が出した数字を見ると、いわゆる併設型と非併設型の利益率の差は2%しかなくて、それこそだから非併設型も結構利益率は高いのですよ。

そうすると実は利益率が高いのは、併設型と非併設型の2%という差もあるけれども、それ以上に大規模事業者と小規模事業者の利益率の差じゃないかなと思われるのですね。その数字がまだちゃんと出てきてないと思いますので、そういう調査の結果をしっかりとデータ化していくことが必要です。と同時に、小規模事業者は大規模事業者に比べるとやっぱり非常に困難な人たちのケアを担っているのであり、つまり大規模事業者が往々にして断る人たちをしっかりと支えているから、それによってコストもかかって経営自体が悪いのだというようなことだとしたら、いわば大規模事業者と小規模事業者の利用者像の違いということに関してもデータ化する必要があります。その結果、小規模事業者がやっぱり大規模事業者が避けるような困難な人たちを支えているから、経営的にもきついのだということがわかってくれば、そこをどう手当するかっていうことがちゃんと政策として打ち出せると思うので、そういう実態をしっかりと調査することが必要だというふうに思っています。

>官僚に対して反論するには、きっちりとした数字やデータを示す必要があるということですね。

池田：そう思います。

### 3. 社会福祉法人生活クラブ

>次の質問です。たすけあいネットワーク事業と風の村事業とを統合して、社会福祉法人生活クラブを設立されていますけれども、統合した理由についてお聞かせください。

池田：統合した一番大きな理由は、生活クラブ生協の中での介護事業が、非常にボリュームが大きくなってきたことの影響ですね。理事会総代会で事業の遂行についての決定をしていくのですが、決定に関与している理事や総代の多くが介護事業の実情が実際はわかっていない、結局食の分野から選任されてきている理事が大半でした。助け合い活動から参加している人も2人ぐらいいたのですが、その2人はよくわかっているけど、残りの理事はよくわかんないから提案されることを「いいんじゃないの」と承認するしかないわけです。

総代会も同様であって、総代会の議案書の中でたすけあいネットワーク事業に関する項目、ページ数は数ページであり、ほとんどは食の事業や他の関連する議案であるという形で方針が決定され、事業が遂行されていくというのは民主的じゃない、と私は非常に思いました。やはりここまで大き

くなくなった事業は、その事業に関して責任を持つ理事体制というものができていくべきじゃないかと考えて、社会福祉法人がもう既にできていましたからそこに事業を統合して、民主的な運営を目指そうと考えたというのが一番大きな理由ですね。

>なるほど。事業規模からくる決定過程における非民主性みたいなものがあつたから統合したっていうことですか。

池田：そうです。

>その当時、社会福祉法人たすけあい倶楽部の事業と生活クラブのたすけあいネットワーク事業というのは、分野としては分かれていたのでしょうか。

池田：たすけあい倶楽部の事業というのは八街にできた特養、その特養と同じ建物の中で展開をしていたデイサービスと在宅介護支援センターのみでしたから、全然重なってはいなかったです。統合することによって事業ボリュームとしては訪問系が圧倒的に大きくなりました。

>「風の村憲章」の理念というのはいろんな拡大していく中で現在でも維持されているのでしょうか。

池田：そうですね、「風の村憲章」の理念は、果たしている面と、そうじゃない面があると思います。果たしているというのは、具体的なケアの質という点で、利用者のニーズにしっかり応えていくケアができていくという点で言うと、私は結構維持できてきているなと思います。

ただあの憲章というのは、利用者自身がその担い手になっていくということ、先ほどの参加型福祉みたいなことが大きな理念だったと思うのですが、そこは一貫してできてこなかったという面があると思います。

いわゆる地域密着サービスの場合には運営委員会が法的にも求められていて、地域住民の方たちがその運営に関与することがやれている面はありますが、本当の意味で利用者本位の、利用者が主体になった事業運営ということに関しては、なかなかできていません。

ずっと職員組織に関しては全員参加型経営ということを打ち出して、職員1人1人が経営の主体として関わっていくっていうことはやってきているのですが、利用者とか地域住民が主体にもなるいわゆるマルチステークホルダー型の経営ということに関しては、残念ながらできてこなかったなというふうに思います。

>地域住民が経営に参画する、あるいは活動に参画するというのは、かなりハードルが高いということでしょうね。

池田：ハードルが高いですね。例えば理事会にそういう地域の人たちのメンバーが何人か入るとか、評議員会にそういうメンバーが入るっていうことはできますけど、社会福祉法人における理事会というのは、年間3回か4回開催されるだけです、評議員会にいたっては2回です。そこに地域住民の人がいるからといってそれが参加型経営と言えるかといったらそんなことはないというふうに思うので、やっぱり日々の方針の決定というのは、専従レベルでの会議で行われているのです。

それをどうやったらマルチステークホルダー型にできるかというのはずっと頭の中にはありますが、なかなか難しい。その点では、協同組合組織であれば、何かもう少しやれるような気がするのですが、けれども、社会福祉法人を選んだというのは、特養は社会福祉法人じゃないと経営できないので、社会福祉法人という経営形態を選んだのであって、そのことによってどうしてもなかなか協同組合

的な運営ができないなという悩みはずっと抱えてきました。職員間でのその経営参加っていうのは、ある程度できてきていると思います。全員参加型経営という形、やれてきたと思います。

>今のお話と絡むのですけれども、労働者協同組合法が成立したのを受けてですね、社会福祉法人生活クラブの事業所が労働者協同組合になれるのかどうかという話はあると思うのですけれども、その辺はどうなのでしょう。例えば社会福祉法人傘下の事業所は労働者協同組合としては運営できないってことでしょうか。

池田：これは神奈川が特養を作りいろんな介護事業を始めたときに、最初は藤沢に作った特養でワーカーズに実質業務委託するような形をとりました。しかし、実質的に業務委託であっても、形式的には業務委託にできないのです。それは社会福祉法人の人員配置というのがありますから、その人員配置を委託することはできません。そうすると、神奈川でやったのはワーカーズの人を職員というふうに位置づけて、ラポール藤沢の職員というふうにして、それで職員の配置数としてはちゃんと法定の人数を満たしているようにしていたけれど、運営は実はその職員を含めてワーカーズがやっているという形をとりました。当然今からでも各事業所をワーカーズにするというのは、そういう手を使うしかないのですよ。これはものすごくわかりづらい話ですよ。

ワーカーズ「にするっていうことの主目的が、職員自身が経営に参画して、自らの事業所を自らが運営していくってことだとしたら、わかりづらい形で業務委託をするよりは、職員の全員参加型の経営の方がいいと思って、各事業所のワーカーズ化ということは全く私は考えていないですね。

>なるほどね。形式にとらわれずに、実質的にそういう経営の仕方をすればいいということですね。出資っていうことに関してはどういうふうになっているのでしょうか。

池田：これは全く実はやっていないのです。そのやり方を考えたことはあります。つまり社会福祉法人は出資ができないので、別に会社を一つ作って、その会社に福祉法人の職員がそれぞれ出資をし、それで集まったお金を社会福祉法人が借りるという形です。その会社の中でという形で実質的に社会福祉法人の事業への出資を職員自身がしていくっていうような形もあるなっていうふうに考えたのですが、そのことの意味は、生活クラブの中の生協経験者ならわかるのだけど、生協を経験しないで社会福祉法人に就職した人たちは、何でそんな馬鹿なことをするというふうにしかならないのですよ。だから構想はあったのですが、結局実現はしていません。

出資なんかするよりも給料上げろって話になりますよね。介護業界の賃金水準は、一般的な平均賃金より、10万円低いとか8万円低いから、その状態で出資をするというのは、ハードル高いですよ。

#### 4. つながる経済（社会的連帯経済）

>分かりました。高齢者福祉に関する質問は以上です。次に最近の池田さんの活動についてもちょっとお聞きしたいと思います。まず千葉県の社会的連帯経済研究所の関係の質問をさせていただきます。池田さんは千葉社会的連帯経済研究所の所長を務めておられますが、その研究所が開催したシンポジウムの中で、僕が一番感銘を受けたというか、すごいなと思ったのは、社会的連帯経済をつながる経済と読み替えることを提唱されておられるのですけれども、そういうふうに読み替えられた理由、社会的連帯経済をわざわざつながる経済と言い換えるその背景には何があるのかっていうことを一つお聞きしたいです。

そのつぎに、社会的連帯経済における研究者と協同組合とかNPOとの連携というのはよく言うの

ですけれども、私が千葉のこの動きを見ていて、最初のシンポジウムでも非常にすごいなと思ったのは、そういう協同組合とかNPO じゃない形態の中小企業の方々でも、つながる経済の理念を実際に経営理念として持っていてしかもそれをちゃんと実践している方がいるのだっていうことに非常に感動したのですけれども、そういう中小企業の役割を重視しているのが特徴的だと思いますが、その理由についてもお聞かせください。

池田：つながる経済という言い方にしたのは、私じゃなくて今世話人をやっている人たちの中の若い人たちから意見が出たのです。元々はですね、社会的連帯経済市場フォーラムのような形名称で組織を作ろうと思って世話人の方たちに呼びかけをしたのですけれども、第1回の世話人会で若い人たちから、社会的連帯経済って言ったときとたん、若い人は引きますよというふうに言われました。

そうか、それもわからないでもないなというふうに思って、それじゃ何て言えばいいのかって言ったときに、社会福祉法人福祉楽団の、恋する豚研究所で有名な飯田大輔くんが、例えば「つながる経済」とかどうですか、と言って、なるほど、それでいこうというふうに決まりました。私は彼の提案を受けただけの話です。

中小企業にかなり軸足を置いているというのは、例えば商店街とかねあるいは地元密着の中小企業というのは、その存在自体がやはりその地域にいろんな貢献をしていると思うのですよね。

事業で貢献していることもあるし、あるいは町内会の役員とかそういう形で地域貢献をしているのもやっぱり中小企業の方が多いわけで、そういう人たちがいるから、NPO の人たちが入りにくいってこともあるのでしょうか、NPO はいわゆるシングルイシューで、目的共同体みたいなものです。それに対して中小企業はやはり自らの事業の基盤である地域に対するロイヤリティが非常に強いついていうふうに思いますので、社会的連帯経済の担い手としては絶対無視すべきではないというふうに思います。実際中小企業といってもお付き合いしているのは中小企業家同友会ですけれども、同友会は非常に意識的に地域貢献というものを目指していると思うので、そことの関係は今後とも強めていきたいなと思っています。

>なるほど、日本の場合だとイタリアとかスペインと違って、協同組合の力が弱いついていうか、組織は農協とかいっぱいあるのだけれども、それがうまく繋がってなくて大きな力になっていないところがあってそれで中小企業がそういう担い手になっているという側面もあると思うんですよね。

池田：確かにそれはそうですね。

>何で日本だと協同組合の力っていうのは、なかなか発展していかないのでしょうかね。

池田：どうですかね。やはり何ていうか、協同組合というものを意識して育成していこうというふうな、政党がまずないですね。だから労協法だってね、ようやくできたところがあって、協同組合基本法もありませんし、そのあたりが韓国と比較しても、そういう法制が全く遅れていて、新しく起業しようという人たちが労協として起業していくことが非常に難しいという状況が日本にはありますよね。

農協は地域的にいえば農業地域にエリアが限定されていますし、その中でもやっぱり農協潰しの政策によって何か息も絶え絶えの状態になっているとか必死になっているという状況で、なかなか協同組合運動の担い手として自ら位置づけて、協同組合陣営の先頭に立つという農協は極めて少ないというのが現状だと思いますし、生協は生協で、新自由主義が支配している中流通業界で生き残っていくことに懸命でね、都市部における協同組合運動の中心になっていこうというふうな意

識性はほとんど持っていないという状況の中で、そういう発想を持って何とか頑張っているのは生活クラブぐらいだなというふうに思いますね。

>業界での生き残り、つまり事業的な成功っていうのも、例えば運動の持続性ということであると、岩根さんが言っていたのは要するに社会運動は事業としてやらないと持続しないという、それが生活クラブのそもそも理念だと思うので、そういう点では池田さんも事業性ということを否定してこられたわけではないわけですね。

池田：全然事業性は否定してなくて、むしろその協同性に対するドグマが生活クラブの発展の邪魔をしていると思っています。その協同性というのは、いわゆる団塊の世代が中心になっていた70年代において、班の共同購入ですね。生活クラブ以外の生協もそれで伸びました。だけどそれは間違いなくその時代の産物だということに気づいて、個配を積極的にすすめたのはパルシステムや他の市民生協グループでした。だけど、生活クラブはもう班こそ命みたいところで10年以上遅れました。

だから逆に私は今ちょっとした文章を書いているのですが、班は今もう1回再興すればどうですかというふうには思っています。つまり共同購入単位と協同の単位をあわせ持つことが重要だということで、班の共同購入に拘泥してきたけれども、今改めて、例えば医療生協の班は当然全く共同購入とは関係ないです。しかしそれが組合員活動の中で大きな役割を担っている。私達が仲良くしている南医療生協なんかまさにそうですね。

班という形でいろんな活動が行われている。そうしたら、今のように孤独孤立が深刻化してきているという時代にあって、改めて共同購入単位とは全く関係なく班組織っていうものを作っていくということは、今の時代だからこそもう1回やれる話じゃないかなと思っています。ですから新たな位置づけで医療生協のような形での班というものを作っていくべきじゃないかという提案をしようと思っています。

>なるほどね。その班によってつながる経済ができていくということですね。その南医療生協というのは、愛知県にあるものですか。「風の村」と事業的な連携があるのでしょうか。

池田：連携は特にしていませんけど、南医療生協の組合員活動や介護事業のあり方が、それこそ参加型福祉という点で言うと、南医療生協が作っている介護施設などは、地域の組合員が出資して、それを元手に施設を作っていくみたいなのも含めてその母体が班活動であるという点で非常に見習うべきものが多いと思います。

>南医療生協の母体は何でしたか。やはり生協が母体だったのでしょうか。

池田：南医療生協は独自にできていった生協です。地域の人たちが集まってできたものです。伊勢湾台風で大勢の人が死んだということが出発点で、自分たちで何か医療の活動をしていこうっていう形で地元の人たちが始めた活動です。

## 5. ユニバーサル就労

>次の質問に行きます。ユニバーサル就労についてご説明くださいということで、ユニバーサル就労とは何かということと、「風の村」での障害者支援との業務的な連携関係みたいのはあるのでしょうか、という質問です。

池田：ユニバーサル就労というのは、今から 20 年ぐらい前に市川駅前に駅前再開発の一環として大きなビルができることになって、そのビルの 4 階から 9 階までを有料老人ホームとする計画になっていて、生活科学運営という会社がその有料老人ホームをつくるということで、その業務を生活クラブに委託したいという話が出てきたのです。それは生活科学運営が神奈川県で結構いくつかの有料老人ホームの一部業務をワーカーズ・コレクティブに委託したりしている流れがあったので、千葉県で初めて作る施設でもワーカーズへの委託ができないかという話がありました。この件に関しては結果的には「風の村」が全面的に業務委託を受けて運営をするということになったのですが、JR 市川駅の南側というのが、木造密集住宅がある地域でしてそこに巨大なビルができるということで、そこで何かこの地域に貢献する活動をやろうという話を生活科学運営に提案をしまして、それで「市川南防災と福祉を考える研究会」というのを作ったのですね。

その研究会でいろいろ考えている中で、その有料老人ホームで障害者などを雇用していくというふうな形で地元貢献をしようじゃないかという話になって、地元の障害者団体やホームレス支援団体や引きこもり支援団体に呼びかけをして、働く場作りに関してワークショップ的なことをやり始めたのですね。

そうしたら結局のところ今言ったように障害者団体だけでなく、ホームレス支援団体や引きこもり支援団体も参加してそういう方たちも雇用しようじゃないかという話になりました。そうするとこれって障害者雇用ではないよねということになりました。ではどのように呼ぼうかという話になって、そこで出てきた名称がユニバーサル就労です。

そういう最初の出発点があったのですがそこでもそこで我々はそれ以後、各地に施設を作る際に、完成する 1 年ぐらい前から地元の障害者団体やいろいろな働きづらさを抱えている人たちの団体に呼びかけて、一緒にワークショップをする中で、その施設での雇用を実現していこうという話になってつまりユニバーサル就労を各施設で展開していくことになりました。それと同時にユニバーサル就労というものはどういう就労形態なのかってことを理論化しようということで、厚労省のお金もいただいて、ユニバーサル就労のシステムというものを確立するということと、それからユニバーサル就労に不可欠な業務分解というものの手法を確立しようというようなことを並行してやってきました。

それでさらにこのユニバーサル就労というのを全国に広げていこうということで、そのための母体として NPO ユニバーサル就労ネットワークちばを立ち上げました。それが今現在に繋がっているということで、「風の村」で障害者関係の事業をやっているということとは直接的な関係はありません。

>例えば風の村のその障害者支援の中間的就労みたいな形での作業所はないわけですか。

池田：「風の村」ではユニバーサル就労で就労してもらっている人が 80 人ぐらいいます。その 80 人の人が各事業所に分散されているわけでそれは別に障害者の事業所だけではなくて、高齢者の事業所であっても、子供のための事業所であってもそこに就労者としていて、そこでは中間的就労で働いている人もいます。

>なるほど。就労支援 A 型とか B 型とかをやっているわけではなくて、事業所で障害者の方を雇っているということですね。

池田：そういうことです。だからあの B 型事業所っていうのはありますけれども、それはユニバーサル就労とは関係なく B 型就労の事業所を作っているということであって、ユニバーサル就労はもう全事業所に分散しています。

>そういう考え方というのは、共同連が提唱している社会的事業所の考え方との関係は、池田さんから見てどうでしょうか。

共同連代表の斎藤縣三さんはユニバーサル就労について物凄く批判的ですね。ちゃんと雇用しろ、中間就労とか馬鹿なこと言うのではない、と斎藤さんには言われています。

>ユニバーサル就労は最低賃金を保証しているわけではないのですか。

池田：違います。ユニバーサル就労では4段階の働き方というのを設けています。そこにコンピューターという段階があります。コンピューターというのは最賃未満でこれは2015年にできた生活困窮者自立支援法で、いわゆる中間的就労というものが位置づけられて、その中には雇用型と非雇用型っていうのがあるのですが、非雇用型のモデルになったのがユニバーサル就労のコンピューターっていう制度だったのです。我々とすれば段階的にステップアップしていく中で、最賃以上の雇用に繋げていく前段階が必要だということです。

生活困窮者自立支援法の中で非雇用型の中間就労というのが必要だとなったのも、やはりそういう就労訓練的な段階がないと、いっぺんに通常の雇用にまでは行き着かない人たちがいるから、そこを保障するような働き方が必要だってことが制度的にも認められたということです。我々は今でもそういう段階が必要だというふうに思っているということで、それは斎藤さんからすれば、ふざけんなってことになるわけです。

共同連からすれば、健常者の賃金を減らしてでもその分最賃での障害者の賃金を保障すべきだっていう、そこが彼らの原点ですからね。私はずいぶん前に上野千鶴子さんが賃金というのは生産性に応じて払うべきだと言ったことがあるのですが、僕はそれに基本的に賛成なんです。ただ、その人の水準が最賃未満であり、生活を維持する上で必要な賃金の水準になっていない場合は、それは別途生活保障を国がすべきであるというふうに考えていて、そうじゃないと障害者は雇えないと僕は思います。

だから今ちょうど千葉でいろんな人たちと一緒に重症心身障害者の人の雇用を実現しようというように、そういう研究会を立ち上げたのですが、でも重症心身障害者の人に最賃以上を支払うっていうのは、生産性の上ではありえないことです。どういう根拠で最賃以上の賃金を払うのかと。しかもそれを賃金としてなぜ払うのかという、賃金は労働の対価ではないのかという議論を進めていくと、原則的には生産性に応じて賃金を支払い、それと生活保障というものは別枠で考えていくということが基本になるのではと思っています。

>なるほど。斎藤さんに言わせると賃金イコール労働対価イコール生産性に応じて、ということ、そこは許せないでしょうね。

池田：そうですね。斎藤さんの理論からいったら今は多分そういうふうになってないと思うけど、元々共同連の最初は障害者も健常者も同じ賃金であるべきだってことから始まっていますよね。だから生産性に関係なく同じ賃金を払うべきだっていうことです。でもそれは必ず矛盾をきたすわけですよ。

どういう矛盾かといったら、例えば100人の事業所で障害者は3人だけにしようとか、5人だけにしようとか、そうじゃないとちょっと無理だ、と。例えば50人障害者にしてもいいよ、つまりそれは健常者の賃金水準が下がるってことです。そのことを覚悟して働いていう人たちが50人いないと、その事業が成り立たないのですよ。だけど、そうすればそれは健常者だけが中心になってやっている事業所と比べて賃金水準が低くなることは間違いないですから、だから要するにある種の共同体運動ですよ、それはもう企業というよりは、共同体運動でそのことに賛同する人たちが、自分の生活水準を落としてでも障害者の賃金を上げていこうということに賛同する人たちでや

っていくしかないのですよ。それを実現できるとしたら、ものすごく生産性を上げるとかそういうことじゃないと、おそらくそれは事業活動として成立しないと思います。だから第一段階としては、共同連においても障害者の場合には障害年金があるから年金プラス賃金で同じにするというようにしていったわけですけども、現状ではよくわかんないですけどそれでも多分難しくなっているんじゃないかと思います。

ですから、それは要するに本来、国の政策で賃金と生活保障というものを組み合わせて、きちっと生活を保障していくっていうものを、1 事業体 1 法人でやろうというところにはどう考えても無理がかかるということじゃないかなと僕は思っています。

>なるほどね。イタリアの社会的協同組合とか韓国の社会的事業所なんかでも、やっぱりその全員が全員、障害者というのではなくて、何人以上障害者がいればいいみたいな、共同連でもそういう発想を最近はしているみたいです。

池田：僕としてはとても関心がある分野なので、理論に関しては勉強したいという気持ちはすごくありますが、斎藤さんはユニバーサル就労に物凄く批判的なので、顔を合わせたことはありますが、あまりお話をしたことはありません。

## 6. 行政との関係

>次の質問です。社会的連帯経済の実践と行政との関係、池田さんはどのように考えられていますかということで、やっぱり私が一番池田さんと横田さんなんかとの違いというか千葉と神奈川・東京との違いっていうのは、さっきの中小企業との関係もそうですけど、行政との関係っていうのがちょっと違うのではないかなと感じます。つまり、どっちかというとう東京神奈川っていうのは何か行政とあんまり関係ないっていうか、独立独歩でやろうっていうふうに思っておられるようですけど、千葉の場合は社会的連帯経済研究所で受ける印象なのかもしれませんが、行政との関係をうまくやっていこうみたいな発想があるみたいですけども、行政に取り込まれてしまう危険性もあるのではないかって指摘をする人もいますけど、その辺のところはどうお考えでしょうか？

池田：行政に取り込まれるほどお金もらっていませんから、まずはそういう状態の中で取り込まれることはあり得ないなというふうに思いますね。例えばミュニシパリズムとか、フィアレスシティとかっていうことが今日本でも盛んに言われてきていて、杉並で岸本聡子さんが区長になったりして、世田谷区長とか岸本さんなんかが中心になって「ローカル・イニシアティブ・ネットワーク」(LIN-Net) ができていたりしていますけども、僕は、ミュニシパリズムは今の日本、というか世界の大きな希望だと思っています。

つまりもうフィアレスシティと言われるぐらいとにかく恐れを知らずに地方政府、地方自治体が住民主体の自治を進めていくということに非常に期待したいなと思っています。つまり我々が何か本当にやりたいことをやろうとしたら、自治体の政策を変えていくしかないのですよね。自治体の政策を変えていくと、今の日本の中でもかなりのことが自治体でできるっていうのも確かだと思うのですね。国政が変わらなくても、自治体で何とか変わると。

杉並区長選は非常にショッキングなことでしたよね。たった3ヶ月の準備期間で岸本さんが現職を破って当選したというのは、すごいなと思いますし、翌年に区会議員の半数以上が女性になったということで、こういう意味で有権者に見える範囲が自治体だとしたら、まず自治体改革っていうものを進めていくっていうことをしていきたいなというふうに思っていて、その点では私はやっぱり地方自治体の首長選挙には積極的に関わらなきゃいけないというふうに考えています。

自分でよくわかるのですけど、2001年の県知事選に関わりましたし、その後それほどの関わり方

じゃないけど今の熊谷知事の選挙や、それから千葉市での神谷市長の選挙にそれなりにかかわりました。それなりに関わると影響力ってできるのですよ。

自分たちのやりたいことっていうのは障害者福祉にしろ、いろんな分野のことにしろ、知事なり市長にまず直接投げて、その市長がそれじゃあ担当課と話ししてくださいというふうに言われるだけで、話を聞いてくれる方が全然違いますから。そういう意味でもですね、私は選挙に関わるっていうことはとても重要なことだというふうに思っています。

それからつながる経済のような活動を現実のものにしていくためには、やっぱり自治体がフィアレスシティやミュニシパリズムっていう流れの中に身を置く、あるいはそれに共感する人が市長になるということになっていかないと世の中変わらないと思っていますので、そのような人に取り込まれていこうじゃないかっていう感じです。

>なるほどね。よくわかりました。冒頭でお金もらってないから取り込まれることはないと言われましたけれども、逆に言うと補助金とかが降りてくると、どうしても行政の方に顔ばかり向けてしまうというような事例はやっぱりあるわけですか。

池田：それはお金のもらい方次第だと思います。自分たちがそのお金をもらったということの正当性に自信があれば、それはもう取り込まれるってことになりようがないと思います。補助金出すというのは、行政は自らやるべきことや、あるいは自らでやるよりは地域の NPO 等が行った方がいいということに対して金をつけることですから、それは必要な事業をやっているということになるわけです。しかもそのやり方はこういうふうにするべきだというふうに事業者側から提案をして、それに対して補助金が出るわけですから、取り込まれることにはなりようがないっていうふうに思っています。

例えば補助金じゃないですけど「風の村」やそれからユニバーサル就労ネットワークちばなどはたくさんの事業を行政から委託を受けてやっていますが、もちろんそのことによって一定の制約が来るっていうのはありますけれども、だけどやはり我々としては例えば生活困窮の事業であったり引きこもり支援の事業であったりそれをしっかり担っていきたいと考えたときには、全く補助金に頼らない形で独立してやっていくか、あるいは行政の委託を受けてやっていくかっていう、どちらのやり方もあると思います。

我々にその力がない場合にはどうしても行政の委託を受けて、それなりの制約はあるけれども、例えば引きこもり支援という目的に向かってやっていくということで、それはむしろ行政との協働を進めていくということになると思いますけど。

>わかりました。結局、補助金をもらったから全て駄目になるってわけじゃなくて、自分たちのやりたいことをきちっとやっていけば、それはそれできちんとした事業として成り立つってことです。その考え方は、「風の村」は千葉県内最大の福祉事業所になっているわけですが、そのあたりの考え方が東京や神奈川とは違うのでしょうか？つまり事業性の重視っていうことです。

池田：そうですね。少し違うのかもしれないですね。何て言うか、思想が違うとかではないと思います。千葉がこれだけ発展したのは、私がおその生活クラブ生協の理事長になったのは1995年で、それはたすけあいネットワーク事業を始めた1994年の翌年に理事長になっているわけで、そこから先私はその食の不安と老いの不安に応える生協といったときの老いの不安をもっぱら担う役割を果たしてきました。食の不安の方は専務にほとんど任せっきりで老いの不安に全力投球してきたという感じで、その先に介護福祉事業を食の事業に匹敵する事業規模にまで持っていこうというようなことを生協のトップが考えてやってきたというところが違うような気がしますね。

## 7. 略歴

>池田さんが理事長になられたのが95年だったのですか。

池田：そうです。それまでは専務だったので、95年に理事長になりました。

>最初から理事長をずっとやってこられたわけではなかったのですね。

池田：私の前は全部非常勤の理事長でした。組合員理事長だったので95年から私が常勤の理事長になったのですね。

>76年の頃からも生協にはずっと関わってはいらっしゃったのですよね。

池田：76年は設立をした年で、僕が1994年までは専務理事をしていました。

>トップは組合員から選んだってことですか。

池田：それまではトップを組合員から選びました。

>それはどういった理由で組合員から選んでいたのでしょうか。やはり組合員主権ということからでしょうか。

池田：そうですね。だから生活クラブグループは岩根さんが理事長を退任してからは、ずっと組合員理事長でやってきたのではなかったかな。神奈川も横田さんが退任してから組合員理事長ですけども、千葉では設立時から組合員理事長で、もちろん非常勤ですよ。その頃ちゃんと理論化もしましたけど、事業のボリューム大きくなっていく中で、やはり組合員理事長という存在が非常に中途半端で、法的な代表者だと言いながら、実質はかなり専務理事がほぼ全権持っているような形でいいのだろうかという、そういう議論をした上で、常勤の理事長にしようというふうにしたのが1995年だったということですね。

>わかりました。なんか池田さんのその考え方で一貫しているのは、形式とその内実というのが、何て言うのだろうか一致してないと嫌だになっていうそういう時、そういうのは一貫しているような気がします。

池田：それはそうかもしれないですね。生活クラブって結構ね、この50年の歴史の中では言っていることとやっていることが違うじゃないかっていうところがあるのですよ。それが僕は割と許せなかった方ですね。